



発行所
福島民報社
福島市太田町13-17
(郵便番号960-8602)
電話代表 024-531-4111

号外

購読のお申し込み ☎(0120)373437

福島民報ホームページ
http://www.minpo.jp/

旧経営陣3人無罪

東電原発事故強制起訴

刑事責任を不確定

東京地裁判決、業過致死傷



福島第一原発事故をめぐる強制起訴裁判の判決公開のため東京地裁に入る東京電力の(右から)勝俣恒久元会長、武黒一郎元副社長、武藤栄元副社長。19日午前

二〇二一(平成三十二年)三月の福島第一原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東京電力の勝俣恒久元会長(七十九)旧経営陣三被告に、東京地裁(永淵健一裁判長)は十九日、いずれも無罪(求刑禁錮五年)の判決を言い渡した。三人とも無罪を主張していた。事故から八年半を経て、刑事責任が否定された。

他の二人は武黒一郎元副社長(七三)と武藤栄元副社長(六九)。主な争点は①大津波を具体的に予見できたのか②事故を防ぐことは可能だったのかだった。検察官役の指定弁護士は、国の地震予測「長期評価」に基づいた最大一五・七級の津波試算が〇八年には出ており、予見はできた

と指摘。「津波に関する詳細かつ最新の情報を収集し、原発を止めたり、安全対策を取ったりする義務があったのに、怠った」と主張した。一方、三人はいずれも「長

期評価には信頼性がなく、予見できなかった」と反論。想定されていなかった規模の地震と津波で、事故は防げなかったと訴えた。起訴状では、大津波を予見できなかったのに対策を怠り、一年三月の東日本大震災による津波の浸水で原発の電源が喪失。水素爆発が起き、長時間の避難を余儀なくされた双葉病院(大熊町)の入院患者ら四十四人を死亡させるなどとしたとしている。

自然災害起因 予見に難しさ

弁護側
長期評価や過去の知見を基にした大津波の予見はできなかった

具体的な根拠は示されておらず、信頼性や成熟性はなかった
試算通り防潮堤を設置していても事故は防げなかった。実際の津波は試算を上回る規模だった

東京電力の元会長ら三人に無罪を言い渡した十九日の東京地裁判決は、旧経営陣には原発事故を防ぐ義務を怠った過失はなかったと判断した。予測が難しい自然災害に起因する事故で、企業トップらの刑事責任を追及するハードルの高さを示した。

検察官役の指定弁護士は、東電が国の地震予測を基にした大津波の試算を得ていたことから「万が一にもあってはならない事故」を予見できたのに、防ぐ義務を怠ったと主張。三人は予測の信頼性を否定し、予見は不可能だったと反論した。

指定弁護士(検察官役)
大津波を予見できたか

長期評価の信頼性
事故は防げたか

今回のケースで過失が認められるには、事故の予見と回避がいずれも可能だったことが必要だった。

国家が個人に刑罰を科す以上、有罪の立証には厳密さが求められる。事故が招いた結果は極めて深刻で重大だが、判決は従来の司法判断を踏襲し、無罪との結論を導いた。

東電子会社が高さ15.7mの津波を試算し、具体的な対策を報告。3人は重大性を認識し、大津波を予見できた

日本を代表する専門家が意見を重ねた結果。信頼性が高い
防潮堤建設や設備の高台移転などの措置を講じるまで運転を停止すれば事故は防げた

プロの法律家である検察官はいずれも認めず、嫌疑不十分だとして起訴を見送った。しかし、市民からなる検察審査会が二度にわた

り起訴すべきだと判断、決着は法廷に持ち込まれた。検察官役の指定弁護士は、東電が国の地震予測を基にした大津波の試算を得ていたことから「万が一にもあってはならない事故」を予見できたのに、防ぐ義務を怠ったと主張。三人は予測の信頼性を否定し、予見は不可能だったと反論した。

原発事故強制起訴の経過

- 2002年7月31日 ▶ 国の地震調査研究推進本部が、本県を含む太平洋岸に大津波の危険があるとした地震予測「長期評価」を公表
- 08年6月10日 ▶ 長期評価に基づく最大15.7mの津波が福島第一原発の敷地を襲う可能性があるとの東京電力子会社の試算結果を武藤栄元副社長に報告
- 11年3月11日 ▶ 東日本大震災発生。第一原発に津波が襲来
- 12年12月15日 ▶ 1、3、4号機で水素爆発。双葉病院の入院患者らが避難を余儀なくされ、その後多数が死亡
(東京電力提供)
- 12年6月11日 ▶ 福島原発告訴団が、東電の勝俣恒久元会長らに対する業務上過失致死傷容疑の告訴・告発状を福島地検に提出
- 13年9月9日 ▶ 東京地検が元会長らを一括して不起訴処分
- 10月16日 ▶ 告訴団が検察審査会に審査申し立て
- 14年7月23日 ▶ 東京第5検審が元会長ら3人を起訴相当と議決
- 15年1月22日 ▶ 東京地検が再び不起訴処分
- 7月17日 ▶ 東京第5検審が3人を起訴すべきだと議決
- 16年2月29日 ▶ 検察官役の指定弁護士が3人を強制起訴
- 17年6月30日 ▶ 東京地裁で初公判。3人はいずれも無罪主張
- 18年10月16日~30日 ▶ 3人が被告人質問で改めて無罪主張
- 12月26日 ▶ 指定弁護士が3人に禁錮5年求刑
- 19年3月12日 ▶ 3人の弁護人が最終弁論
- 9月19日 ▶ 東京地裁で判決



武藤元副社長 勝俣元会長 武黒元副社長



水素爆発で白煙を上げる東京電力福島第一原発3号機(左)。中央奥は4号機(東京電力提供)＝2011年3月15日

■ 原発事故強制起訴の経過 ■

東京電力福島第一原発事故を巡り、福島原発告訴団などは二〇一二年(平成二十四)年六月、業務上過失致死傷容疑で政府首脳や東電経営陣らを告訴・告発した。

東京地検は二〇一三年九月、過失責任はないとして告訴・告発された四十二人全員を不起訴処分とした。告訴団はこのうち六人に絞って審査を申し立てた。東京第五検察審査会(検審)は二〇一四年七月、勝俣恒

■ 3被告の主な証言 ■

強制起訴裁判は公判の第三十回から第三十三回にかけて被告人質問が行われた。最大の争点となった大津波の予見可能性を巡り、東電旧経営陣の三人はいずれも「予見できなかった」と主張。検察官役の指定弁護士と真っ向から対立した。

勝俣元会長は二〇〇九年(平成二十一年)二月の社内会議で当時、原子力設備管理部長だった故吉田昌郎氏(元福島第一原発所長)から「十四mの津波が来る可能性があるという人もいる」との発言を聞いていた。しかし、「対策を講じるま

久元会長(七九)、武黒一郎元副社長(七三)、武藤栄元副社長(六九)の東電旧経営陣三人を起訴相当と議決した。地検は再び不起訴処分としたが、検審は二〇一五年七月に三人を起訴すべきと再議決。裁判所から指定された弁護士が検察官役となり、双葉病院の患者や介護老人保健施設「ドヴィール双葉」の入所者合わせて四十四人を死亡させたとして、二〇一六年二月に業務上過失致死傷罪で三人を強

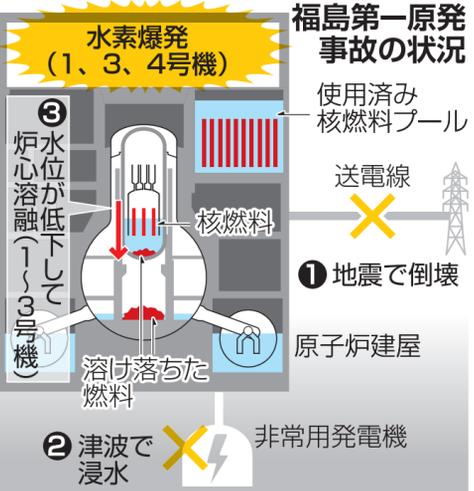
制起訴した。二〇一七年六月に初公判が開かれて以降、これまでに東電関係者や専門家二十一人の証人尋問、三人の被告人質問などを行った。昨年十二月の論告求刑公判で、指定弁護士は三被告それぞれに法定刑の上限となる禁錮五年を求刑。今年三月に最終弁論を行い、結審した。

被告の指定弁護士と検察官の指定弁護士は①大津波を予見できたのか②国が公

での信ぴょう性を感じなかった」と証言した。武黒元副社長と武藤元副社長も最大で一五・七mの津波が原発敷地を襲うとする試算結果の報告を部下から

受けていたが、いずれも証言で「試算の根拠となった長期評価は専門家でも意見が分かれている」「長期評価には科学的信頼性がない」と発言した。

東京電力 福島第一原発事故とは



二〇一一(平成二十三)年三月十一日の東日本大震災発生後、東京電力福島第一原発を推定約十三mの津波が襲った。原子炉六基のうち、1、3、5号機で全交流電源を喪失し、原子炉や使用済み核燃料プールを冷却できなくなった。運転中の1、3号機で炉心溶融(メ

ルトダウン)が起こり、1、3、4号機の原子炉建屋が水素爆発で損壊して、大量の放射性物質が環境中に放出された。

事故の深刻度を示す国際評価尺度は、旧ソ連のチェルノブイリ原発事故と並び史上最悪の「レベル7」とされた。

表した地震予測「長期評価」の信頼性③対策を取れば事故を防げたのか④の三点を主な争点として争ってきた。